

令和8年度予算案のEBPM「母子父子寡婦福祉貸付金」

課題データ

12もの貸付資金のメニューがあるが、件数・金額ともに約9割が児童の修学資金関係となっており、偏りが見られる。

事業

母子父子寡婦福祉貸付金

令和8年度当初予算案：11億円

母子及び父子並びに寡婦福祉法の規定により、国が都道府県・指定都市・中核市が行う資金の貸付けに必要な原資を貸し付け、都道府県・指定都市・中核市が、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦に対し、生活に必要な資金やその子の修学に必要な資金等について貸付けを行うものである。

- ・貸付先：都道府県・指定都市・中核市
- ・貸付率：2/3

※アウトプット、アウトカムの（）内は直近の実績値

アウトプット

母子父子寡婦福祉資金貸付金の実施自治体数

2025年度 **129**自治体（129自治体）

短期 アウトカム

自治体の母子家庭及び父子家庭並びに寡婦に対する貸付件数

2025年度 **20,513**件（17,331件）

中期 アウトカム

—

長期 アウトカム

母子貸付金における償還率

2025年度 **95%**（89%）

EBPM指標

こども・若者の権利保障と
その視点の尊重、意見聴取と対話

良好な成育環境の提供

すべてのこども・若者の
健やかな成長の保障

結婚・子育てに関する希望の形成と
その実現を阻む隘路の打破

目標

こども・若者の幸福な生活 / 少子化トレンドを大きく変える / 未来を担う人材の育み